

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年12月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第45号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第7号中「女性協会」を「男女共同参画推進協会」に改め、同条市民生活部の款地域づくり推進課の項第9号中「市民活動総合センター」を「市民活動センター」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地域コミュニティ活性化推進審議会に関すること。

附 則

この規則は、平成23年12月19日から施行する。

(行財政局人事部人事課)